

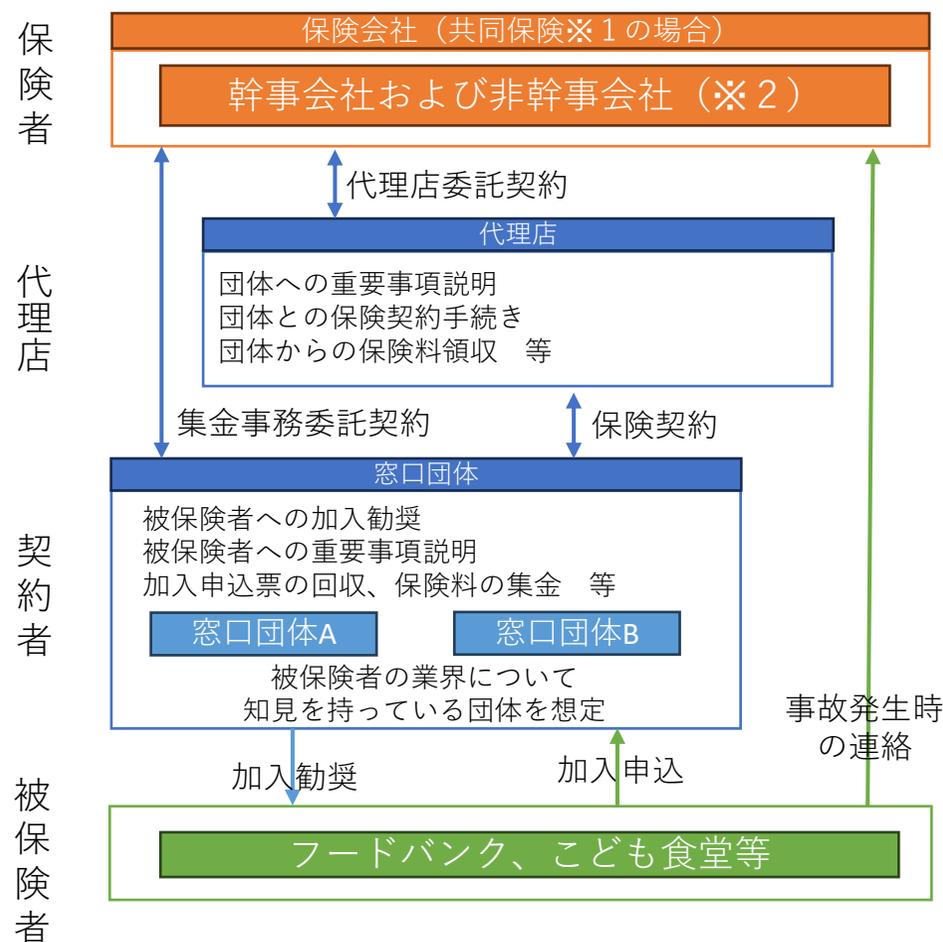
保険分科会の検討状況について

第2回保険分科会までの検討結果の整理

1. 有償で飲食物を提供する場合の食品事故をカバーする保険は既存の保険があるものの、無償の食品提供に特化した保険はない。
2. ボランティア活動を対象とする既存の保険があるものの、活動を行う者の名簿を事前提出する必要がある。団体として登録し、取り扱う食品に起因する事故に対して補償される保険制度の方が、手続も簡便で利用しやすい場合がある。
3. 個々の食品寄附関係者と保険会社で契約を結ぶのではなく、窓口団体に入ってもらう形が一案。また、保険加入を促進するうえで、各団体からの相談に応じてくれる窓口団体があることが望ましい。
4. 食品寄附を促進するという観点から見舞金や傷害・物損のオプションに対するニーズもあるが、安価であることも一方で重要。
5. 保険料算出のためのリスク算定について、寄附に関する食品事故発生の事例は極めてすくない。また、活動参加者数や活動時間に対してかかる保険だけでなく、取り扱う食品量に基づくリスク算定により保険料の設定が行われる制度を検討できないか。

○ 保険分科会の検討状況について

<検討中の保険契約のスキーム案（イメージ図）>



第3回保険分科会でのコメント抜粋

（団体契約についての説明）

✓ 団体契約のメリットは、保険料が割安となり、万が一事故が起こった場合でも、当該契約者の保険料引き上げへの影響が薄まる。

✓ 窓口団体の加入勧奨は、保険会社作成のパンフレットで行ってもらうのでそれほど負担はかからない。

✓ 窓口団体の会員でなければ、保険に加入できないが、団体にとっては会員拡大の材料になる。

（団体契約への疑問点）

✓ 窓口団体の会員になれないフードバンクやこども食堂等について、どのように対応していけばよいか教えてほしい。

✓ この新しい保険制度の窓口団体となった場合、一般的な保険の加入相談を会員から受けることはできるのか。

※1 1つの保険会社では引き受けきれない巨大なリスクを複数の保険会社が共同して引き受けるもの。

参考文献 金融庁 「事務局説明資料」 siryu1.pdf

※2 幹事会社・非幹事会社については、契約者たる窓口団体が決定

<検討中の保険契約の補償内容>

<基本プラン>

提供した飲食物に起因する事故（食中毒等）について

<オプションプラン>

発生した事故が寄附された食品が原因と判明する前に、被害者に対して治療費等の支払いをする場合の補償（見舞金）、対物対人の損害補償 など検討

- ✓ 見舞金は食中毒に関する実態を考慮するとニーズが高く、基本プランに組み込んだ方がよいのではないか。
- ✓ 安価に入りやすい保険にするため、基本プランは最小限にした方がよい。
- ✓ 保険会社からは、対物対人の損害補償まで組み込んだプランを提示してもらうとよい。

<検討中の保険料算出のリスク算定>

<保険料の算出に係る基礎数字※>

- 活動従事者数**：契約期間中の変動に対応できないケースがある。変動への対応を行える運用ができるか。
- 売上高**：売上高がない場合がある。活動計算書記載の経常収益の活用ができるか。
- 重量**：扱う製品による不公平が生じる可能性があるが、他の基礎数字と比較して公平性が保てる。1 kgあたり〇円という基準の採用、重量別の製品カテゴリーを作り対応ができるか。

- ✓ 活動従事者数を基礎数字とすると、食品取扱量は少ないのに、ボランティア参加者が多い団体の保険料が高くなる。
- ✓ こども食堂では、配食の重量は記載しておらず、活動拠点数、開催頻度、参加人数、配食数などが考えられる。
- ✓ 寄附ガイドラインを高いレベルで遵守している団体の保険料を割引にするような仕組みがあるとよい。

<今後について>

※ 保険料算出に当たって参考にする値

引き続き、関係者間の意見調整を進めていき、食品寄附に特化した保険制度の在り方について検討を行っていく。